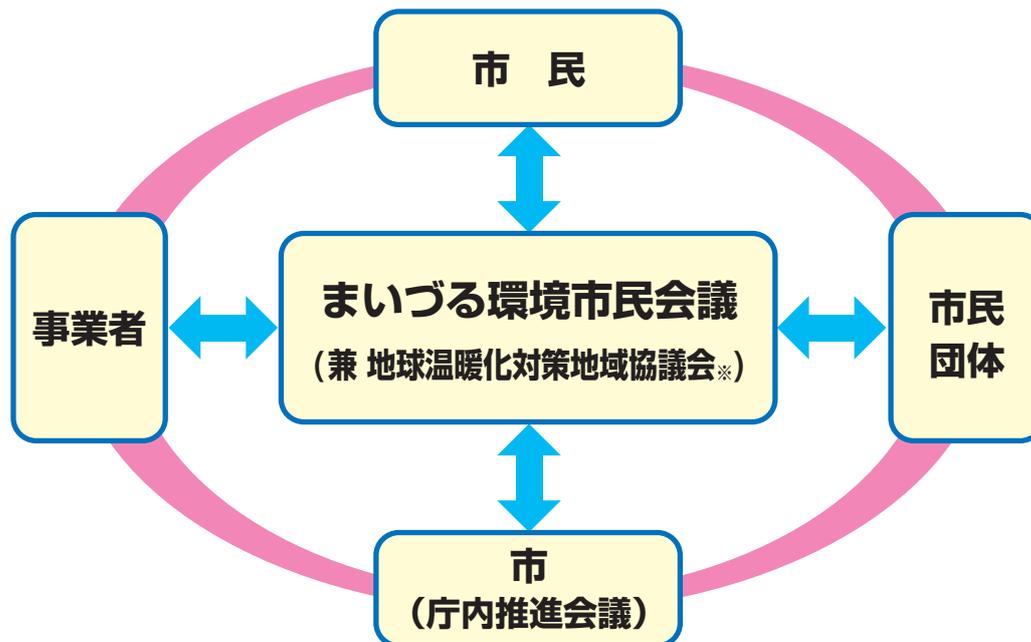


1 計画の推進体制

本計画に示された環境施策については、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて協働して取り組んでいく必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら本計画を推進しています。



●まいづる環境市民会議（兼 地球温暖化対策地域協議会※）

市民・事業者・市民団体等の参加・協働により、本計画の具体的な取り組みを中心となって推進しています。また、本計画の進行管理を行い、必要な事項については、市などの関係機関と連携して推進しています。

●庁内推進会議

庁内における推進体制として「庁内推進会議」を設置し、各課の連携・調整により、本計画の円滑な推進を図っています。また、「第4章 基本目標ごとの取り組み」や「第5章 リーディングプロジェクト」の進捗状況を取りまとめ、「まいづる環境市民会議」に毎年報告しています。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするには、計画の進捗状況、目標達成状況を把握・管理し、必要に応じて計画の見直しを行うなどの措置を講じていく必要があります。

このことを踏まえ、まいづる環境市民会議（兼 地球温暖化対策地域協議会※）及び庁内推進会議は連携して、本計画の「計画、実施・運用、点検・評価、見直し」のサイクルを確立し、計画の進行管理を行っています。

